

ひたちなか大洗地域の未来創造ブランディング事業業務委託仕様書

1 委託業務名

ひたちなか大洗地域の未来創造ブランディング事業業務委託

2 業務目的

ひたちなか大洗地域の有力コンテンツである国営ひたち海浜公園の花等（ネモフィラ、コキア等）のコンテンツを活かし、1年通じて花等の景色を楽しめることを同地域の新たなブランドイメージに据え、その認知拡大を進め、もって同地域の未来を切り拓き、将来にわたって稼ぐことが出来る地域となることを目指す。

3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、ひたちなか大洗地域のプロモーション等に関する以下の業務について、茨城県と協議の上実施すること。なお、プロモーションは同地域の有力コンテンツである国営ひたち海浜公園の花等を活かし、1年中花等の景色を楽しめる地域であることの認知拡大を図るものとし、令和5年度地域の未来創造ブランディング事業で策定（令和6年3月予定）する地域ブランド確立に向けた戦略を踏まえたものとする。

(1) 年間プロモーション計画の策定

以下の(2)～(6)の活動計画を記載した年間プロモーション計画を策定すること。

(2) 広告

1年中花等の景色を楽しめることをひたちなか大洗地域の新たなブランドイメージとした広告素材（画像や動画等）を作成し、広告媒体（ターゲティング広告、SNS広告、デジタルサイネージ、ポスター広告、交通広告、雑誌など）や広告時期、ターゲット、広告量について、茨城県と協議の上、より効果的な手法で広告を実施すること。

広告実施にあたって、Xやインスタグラム等のSNSアカウントが必要な場合は、開設し、運営すること。

広告は、国営ひたち海浜公園の花等の旬の時期をとらえたものとし、年間3～4回程度を集中的な広告期間とすること。

(3) 外部公開ウェブサイトの作成及び運営

1年中花等の景色を楽しめるひたちなか大洗地域をメインコンテンツとした外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を作成し、運営をすること。さらに、ウェブサイトには国営ひたち海浜公園の花等の紹介だけでなく、ひたちなか大洗地域全体への誘客や周遊に繋がるよう、同地域の観光コンテンツ（観光地、宿泊施設、食資源等）も選定し、掲載すること。加えて、ウェブサイトに翻訳機能等を導入し、多言語（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語を想定）に対応したページとすること。

なお、(2)でターゲティング広告を実施する場合は、ランディングページは当該ウェブ

ブサイトを想定している。

また、令和7年度以降のウェブサイトについて、令和6年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、茨城県の指示に従い、ウェブサイトに掲載されているすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なくウェブサイトが運営できるよう協力すること。その際、サイトの移行が容易に行えるよう、アプリケーション等は汎用性が高いもので構築することとし、さらにウェブサイト作成及び運営にあたっては別添「外部公開ウェブサイト作成及び運営にあたっての遵守事項」を遵守すること。

(4) メディア露出

1年中花等の景色を楽しめることの認知拡大に繋がるコンテンツのメディア（テレビ、新聞、Web等）への露出に努めることとし、あらかじめ露出件数及び広告換算額の目標を定め、結果についてもまとめること。

(5) ミーティングの開催

月1回程度、茨城県と受託者を出席者とした定例ミーティング（Web会議形式含む。）を開催し事業進捗や懸案事項の共有を行うこと。このほか、必要に応じて随時ミーティングを開催すること。

(6) その他

その他、プロポーザル提案書に記載した提案事項について、茨城県と協議の上実施すること。

5 事業成果品

4で実施した事項について業務完了報告書にまとめ、令和7年3月31日までに茨城県に提出すること。

6 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (2) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- (4) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て茨城県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。

外部公開ウェブサイト作成及び運営にあたっての遵守事項

- 1 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用する場合には、ウェブサイトの名称、ドメイン名（URL）、IPアドレス、他者のクラウドサービス等を利用する場合はその事業者の名称その他県が必要とする情報をあらかじめ提出しなければならない。その際、茨城県は提出されたウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができるものとする。
- 2 受託者は、ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Webアプリケーション）」に準拠するものとする。
- 3 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- 4 受託者は、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前と、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。
- 5 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用を行うプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- 6 県は、本委託業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- 7 受託者は、県が監査を実施するにあたり、必要な情報を県に提供するとともに、他者のクラウドサービス等を利用してウェブサイトを構築又は運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- 8 受託者は、監査等により脆弱性が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施しなければならない。